

いなべ市監査委員告示 第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成21年度定期監査結果報告を次のように公表する。

平成22年 3月16日

いなべ市監査委員 羽 場 恭 博

いなべ市監査委員 小 林 俊 彦

定期監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

全小学校15校のうち十社小学校、白瀬小学校、西藤原小学校、治田小学校、東藤原小学校、中里小学校及び立田小学校の7校について、事務の執行や施設の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

3 監査の実施年月日

実施年月日	監査対象校
平成22年 2月9日(火)	十社小学校、白瀬小学校、西藤原小学校
2月10日(水)	治田小学校、東藤原小学校、中里小学校、立田小学校

4 実施した監査手続き

学校長から提出された資料に基づき説明を受けるとともに、呈示された関係帳簿等の確認と学校施設の視察を実施した。

第2 監査の結果

各校における事務はおおむね適正に執行されているものと認められ、監査の過程において気付いた軽易な事項については、その都度口頭で指摘した。

なお、是正及び改善を要する事項並びに事務処理上の注意及び指導事項は次のとおりである。

(1) 学校の管理等の是正及び改善について

ア 十社小学校

是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

- イ 白瀬小学校
学校敷地内を公道が横切っており通行車両もあるため、安全対策を講じられたい。

- ウ 西藤原小学校
是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

- エ 治田小学校
是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

- オ 東藤原小学校
是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

- カ 中里小学校
是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

- キ 立田小学校
是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

(2) 事務処理上の改善を要する共通事項

- ア 市職員の休暇取得において、規定に沿っていないものが一部に見受けられた。勤務時間や休暇に関する規定について、教育委員会から各職員に周知徹底されたい。

- イ 図書管理簿が統一されていないので、各校共通のコンピューターによる管理システムの導入を図られたい。

- ウ 備品台帳についても、各校共通のコンピューターによる管理システムの導入を図られたい。

(3) 要望事項

児童の登下校時の安全対策については各学校において対応されているが、なお一層の安全性の向上に努められたい。